

<p style="text-align: center;">商务部、市场监管总局令 2019 年第 2 号 外商投资信息报告办法</p> <p>《外商投资信息报告办法》已经 2019 年 12 月 19 日商务部第 20 次部务会议审议通过，并经国家市场监督管理总局同意，现予公布，自 2020 年 1 月 1 日起施行。</p> <p style="text-align: right;">部 长 钟 山 局 长 肖亚庆 2019 年 12 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">外商投资信息报告办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步扩大对外开放，提升外商投资促进、保护和管理水平，完善外商投资政策措施，改善营商环境，根据《中华人民共和国外商投资法》及《中华人民共和国外商投资法实施条例》，制定本办法。</p> <p>第二条 外国投资者直接或者间接在中国境内进行投资活动，应由外国投资者或者外商投资企业根据本办法向商务主管部门报送投资信息。</p> <p>第三条 商务部负责统筹和指导全国范围内外商投资信息报告工作。 县级以上地方人民政府商务主管部门以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构负责本区域内外商投资信息报告工作。</p> <p>第四条 外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及国家企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。</p> <p>市场监管部门应当及时将外国投资者、外商投资企业报送的上述投资信息推送至商务主管部门。</p> <p>商务部建立外商投资信息报告系统，及时接收、处理市场监管部门推送的投资信息以及部门共享信息等。</p> <p>第五条 市场监管总局统筹指导全国企业登记系统、国家企业信用信息公示系统建设，保障外</p>	<p style="text-align: center;">商務部・市場監督管理總局令 2019 年第 2 号 外商投資情報報告弁法</p> <p>《外商投資情報報告弁法》は、2019 年 12 月 19 日の商務部第 20 回部務會議の審議で可決され、かつ国家市場監督管理總局の同意も受けたため、ここに公布し、2020 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">部 長 鐘 山 局 長 肖亞慶 2019 年 12 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">外商投資情報報告弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 總則</p> <p>第一条 さらに對外開放を拡大し、外商投資の促進・保護および管理レベルを向上させ、外商投資政策措置を完備し、ビジネス環境を改善するため、《中華人民共和國外商投資法》および《中華人民共和國外商投資法實施條例》に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 外国投資家が直接あるいは間接的に中国国内において投資活動を行う場合、外国投資家あるいは外商投資企業は、本弁法に基づき商務主管部門に投資情報を送信・報告しなければならない。</p> <p>第三条 商務部は、全国範圍内の外商投資情報報告業務を統一計画および指導する責を負う。 県級以上の地方人民政府商務主管部門および自由貿易試験区・國家級經濟技術開發区の関連機構は、本区域内の外商投資情報報告業務の責を負う。</p> <p>第四条 外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムおよび国家企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を送信・報告しなければならない。 市場監督管理部門は、適時、外国投資家・外商投資企業が送信・報告してきた上述の投資情報を商務主管部門に送信しなければならない。 商務部は、外商投資情報報告システムを構築し、適時、市場監督管理部門が送信してきた投資情報および部門間の共有情報などを受領・処理しなければならない。</p> <p>第五条 市場監督管理總局は、全国の企業登記システム・國家企業信用情報公示システムの構築</p>
--	---

<p>商投资信息报告的实施。</p> <p>第六条 各级商务主管部门和市场监管部门应当做好工作衔接。商务主管部门应当为外国投资者和外商投资企业报送投资信息提供专门指导。</p> <p>第七条 外国投资者或者外商投资企业应当及时报送投资信息，遵循真实、准确、完整原则，不得进行虚假或误导性报告，不得有重大遗漏。</p> <p style="text-align: center;">第二章 报告主体、内容与方式</p> <p>第八条 外国投资者或者外商投资企业应当按照本办法规定通过提交初始报告、变更报告、注销报告、年度报告等方式报送投资信息。</p> <p>第九条 外国投资者在中国境内设立外商投资企业，应于办理外商投资企业设立登记时通过企业登记系统提交初始报告。</p> <p>外国投资者股权并购境内非外商投资企业，应在办理被并购企业变更登记时通过企业登记系统提交初始报告。</p> <p>第十条 外国投资者提交初始报告，应当报送企业基本信息、投资者及其实际控制人信息、投资交易信息等信息。</p> <p>第十一条 初始报告的信息发生变更，涉及企业变更登记（备案）的，外商投资企业应于办理企业变更登记（备案）时通过企业登记系统提交变更报告。</p> <p>不涉及企业变更登记（备案）的，外商投资企业应于变更事项发生后 20 个工作日内通过企业登记系统提交变更报告。企业根据章程对变更事项作出决议的，以作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。</p> <p>外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可在外国投资者持股比例变化累计超过 5% 或者引起外方控股、相对控股地位</p>	<p>を統一計画・指導し、外商投資情報報告の実施を保障する。</p> <p>第六条 各級商務主管部門および市場監督管理部門は、業務連携を適切に行わなければならない。商務主管部門は、外国投資家および外商投資企業の投資情報の送信・報告に専門的な指導を提供しなければならない。</p> <p>第七条 外国投資家あるいは外商投資企業は、適時、投資情報を送信・報告し、真実・正確・完全との原則を遵守しなければならない。虚偽あるいは誤解を招く報告を行ってはならず、重大な遺漏があってもならない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 報告主体・内容および方式</p> <p>第八条 外国投資家あるいは外商投資企業は、本弁法の規定に基づき初回報告・変更報告・抹消報告・年度報告提出などの方式を通じて投資情報を送信・報告しなければならない。</p> <p>第九条 外国投資家が中国国内において外商投資企業を設立する場合、外商投資企業設立登記を行う際に企業登記システムを通じて初回報告を提出しなければならない。</p> <p>外国投資家が国内非外商投資企業の持分買収を行う場合、被買収企業の変更登記を行う際に企業登記システムを通じて初回報告を提出しなければならない。</p> <p>第十条 外国投資家が初回報告を提出する場合、企業の基本情報・投資家およびその実際の支配者情報・投資取引情報などの情報を送信・報告しなければならない。</p> <p>第十一条 初回報告の情報に変更が発生し、企業変更登記（備案）に関わる場合、外商投資企業は、企業変更登記（備案）を行う際に企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。</p> <p>企業変更登記（備案）に関わらない場合、外商投資企業は、変更事項の発生後 20 営業日以内に企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。企業が定款に基づき変更事項について決議する場合、決議した日を変更事項の発生日とする；法律・法規に変更事項の発効条件に別の要求がある場合、相応する要求を充足した日を変更事項の発生日とする。</p> <p>外商投資の上場会社および全国中小企業株式譲渡システムにおいて公示取引している会社は、外国投資家の持分比率の変化が累計 5% を超過あ</p>
--	---

<p>发生变化时，报告投资者及其所持股份变更信息。</p> <p>第十二条 外商投资企业提交变更报告，应当报送企业基本信息、投资者及其实际控制人信息、投资交易信息等信息的变更情况。</p> <p>第十三条 外商投资企业注销或者转为内资企业的，在办理企业注销登记或者企业变更登记后视同已提交注销报告，相关信息由市场监管部门推送至商务主管部门，外商投资企业无需另行报送。</p> <p>第十四条 外商投资企业应于每年1月1日至6月30日通过国家企业信用信息公示系统提交上一年度的年度报告。</p> <p>当年设立的外商投资企业，自下一年起报送年度报告。</p> <p>第十五条 外商投资企业提交年度报告，应当报送企业基本信息、投资者及其实际控制人信息、企业经营和资产负债等信息，涉及外商投资准入特别管理措施的，还应当报送获得相关行业许可信息。</p> <p>第十六条 初始报告、变更报告和年度报告等的具体内容，按照确有必要原则，结合外商投资实际情况和企业登记注册、企业信息公示的有关规定确定，由商务部以公告形式对外发布。</p> <p style="text-align: center;">第三章 信息共享、公示与更正</p> <p>第十七条 商务主管部门与有关部门应当根据信息报告工作需要建立外商投资信息共享机制。</p> <p>除法律、行政法规另有规定外，有关部门在履行职责过程中获取的外商投资信息，应当及时与商务主管部门共享。</p> <p>第十八条 外国投资者或者外商投资企业报送的投资信息，根据《企业信息公示暂行条例》应当向社会公示或者外国投资者、外商投资企业同意公示的，将通过国家企业信用信息公示系统及外商投资信息报告系统向社会公示。</p>	<p>るいは外国側の持分支配・相対的な持分支配の地位に変化が生じる場合のみ、投資家およびその持分の変更情報を報告すればよい。</p> <p>第十二条 外商投資企業が変更報告を提出する場合、企業の基本情報・投資家およびその実際の支配者情報・投資取引情報などの情報の変更状況を送信・報告しなければならない。</p> <p>第十三条 外商投資企業が抹消あるいは内資企業に転換する場合、企業抹消登記あるいは企業変更登記の手續後、抹消報告提出済と見なし、関連情報は市場監督管理部門が商務主管部門に送信し、外商投資企業は別途送信・報告する必要はない。</p> <p>第十四条 外商投資企業は、毎年1月1日から6月30日までに国家企業信用情報公示システムを通じて前年度の年度報告を提出しなければならない。</p> <p>当年に設立した外商投資企業は、翌年より年度報告を送信・報告する。</p> <p>第十五条 外商投資企業が年度報告を提出する場合、企業の基本情報・投資家およびその実際の支配者情報・企業の経営および資産負債などの情報を送信・報告しなければならず、外商投資参入特別管理措置に関わる場合、さらに関連業種許可の取得情報も送信・報告しなければならない。</p> <p>第十六条 初回報告・変更報告および年度報告などの具体的な内容は、確かに必要であるとの原則に基づき、外商投資の実際の状況と企業登記登録・企業情報公示の関連規定を踏まえて確定するものとし、商務部が公告の形式により对外公布する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 情報共有・公示および訂正</p> <p>第十七条 商務主管部門および関連部門は、情報報告業務の必要性に応じて外商投資情報共有メカニズムを構築しなければならない。</p> <p>法律・行政法規に別の規定がある場合を除き、関連部門が職責履行の過程において取得した外商投資情報は、適時、商務主管部門と共有しなければならない。</p> <p>第十八条 外国投資家あるいは外商投資企業が送信・報告した投資情報は、《企業情報公示暫定条例》に基づき社会に公示あるいは外国投資家・外商投資企業が公示に同意した場合、国家企業信用情報公示システムおよび外商投資情報報</p>
---	--

第十九条 外国投资者或者外商投资企业发现其存在未报、错报、漏报有关投资信息的，应当及时进行补报或更正。外商投资企业对《企业信息公示暂行条例》第九条所列年度报告公示信息的补报或者更正应当符合该条例有关规定。

商务主管部门发现外国投资者或者外商投资企业存在未报、错报、漏报的，应当通知外国投资者或者外商投资企业于 20 个工作日内进行补报或更正。

更正涉及公示事项的，更正前后的信息应当同时公示。

第四章 监督管理

第二十条 商务主管部门对外国投资者、外商投资企业遵守本办法情况实施监督检查。

商务主管部门可联合有关部门，采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

第二十一条 商务主管部门采取抽查方式对外国投资者、外商投资企业履行信息报告义务的情况实施监督检查，应当随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员，抽查事项及查处结果及时通过外商投资信息报告系统公示平台予以公示。

公民、法人或其他组织发现外国投资者或者外商投资企业存在违反本办法的行为的，可向商务主管部门举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，商务主管部门接到举报后应当依法及时处理。

其他有关部门或司法机关在履行职责的过程中，发现外国投资者或者外商投资企业有违反本办法的行为的，可向商务主管部门提出监督检查的建议，商务主管部门接到相关建议后应当依法及时处理。

对于未按本办法的规定进行报告，或曾有报告不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部

告系统を通じて社会に公示しなければならない。

第十九条 外国投資家あるいは外商投資企業は、関連投資情報の未報告・報告ミス・報告漏れを発見した場合、適時、追加報告あるいは訂正を行わなければならない。外商投資企業は、《企業情報公示暫定条例》第九条で列挙する年度報告公示情報の追加報告あるいは訂正に対して当該条例の関連規定に合致していなければならない。

商務主管部門は、外国投資家あるいは外商投資企業の未報告・報告ミス・報告漏れを発見した場合、外国投資家あるいは外商投資企業に 20 営業日以内に追加報告あるいは訂正を行うよう通知しなければならない。

訂正が公示事項に関わる場合、訂正前後の情報を同時に公示しなければならない。

第四章 監督管理

第二十条 商務主管部門は、外国投資家・外商投資企業に対して本弁法を遵守して監督検査を実施する。

商務主管部門は、関連部門と共同で、抽出検査・通報に基づく検査実施・関連部門あるいは司法機関の提言および報告状況に基づく検査実施、および職権に基づく検査開始などの方式を講じて監督検査を行うことができる。

第二十一条 商務主管部門が抽出検査の方式を講じて外国投資家・外商投資企業の情報報告義務の履行状況に対して監督検査を実施する場合、無作為に検査対象を抽出・無作為に検査員を選出・派遣し、抽出事項および調査処置結果は、適時、外商投資情報報告システム公示プラットフォームを通じて公示しなければならない。

公民・法人あるいはその他組織は、外国投資家あるいは外商投資企業に本弁法に違反する行為があることを発見した場合、商務主管部門に通報することができる。通報は書面形式を採り、明らかな被通報者がおり、かつ関連事実および証拠が提供された場合、商務主管部門は通報の受領後、法に基づき遅滞なく処理しなければならない。

その他関連部門あるいは司法機関が職責履行の過程において、外国投資家あるいは外商投資企業に本弁法に違反する行為があることを発見した場合、商務主管部門に監督検査の提言を提出することができる。商務主管部門は関連提言の受領後、法に基づき遅滞なく処理しなければならない。

本弁法の規定に基づき報告を行っていない、あるいは報告が事実でない・監督検査に協力しな

門作出的行政处罚决定记录的外国投资者或者外商投资企业，商务主管部门可依职权对其启动检查。

第二十二條 商務主管部門可採取實地核查、書面檢查等方式進行監督檢查，可根據需要從其他部門獲取信息用於核實外國投資者或者外商投資企業報送的投资信息是否真實、準確、完整、及時。商務主管部門可依法查閱或者要求被檢查人提供有關材料，被檢查人應當配合檢查，如實提供。

第二十三條 商務主管部門實施監督檢查不得妨礙被檢查人正常的生產經營活動，不得接受被檢查人提供的財物或者服務，不得謀取其他非法利益。

第二十四條 商務主管部門、市場監管部門應當依法保護履行職責過程中知悉的外國投資者、外商投資企業的商业秘密。

第五章 法律責任

第二十五條 外國投資者或者外商投資企業未按照本辦法要求報送投資信息，且在商務主管部門通知後未按照本辦法第十九條予以補報或更正的，由商務主管部門責令其於 20 个工作日内改正；逾期不改正的，處十萬元以上三十萬元以下罰款；逾期不改正且存在以下情形的，處三十萬元以上五十萬元以下罰款：

(一) 外國投資者或者外商投資企業故意逃避履行信息報告義務，或在進行信息報告時隱瞞真實情況、提供誤導性或虛假信息；

(二) 外國投資者或者外商投資企業就所屬行業、是否涉及外商投資准入特別管理措施、企業投資者及其實際控制人等重要信息報送錯誤；

(三) 外國投資者或者外商投資企業未按照本辦法要求報送投資信息，並因此受到行政處罰的，兩年內再次違反本辦法有關要求；

(四) 商務主管部門認定的其他嚴重情形。

い・商務主管部門が下した行政処罰決定記録の履行を拒否する外国投資家あるいは外商投資企業に対して、商務主管部門は、職権に基づき検査を開始することができる。

第二十二條 商務主管部門は、實地検査・書面検査などの方式を講じて監督検査を行うことができ、必要に応じて他の部門から情報を取得して外国投資家あるいは外商投資企業が送信・報告した投資情報が真実・正確・完全・適時か否かを確認するために使用することができる。商務主管部門は、法に基づき関連資料を調査あるいは被検査者に関連情報を提供するように要求することができる。被検査者は検査に協力し、事実通り提供しなければならない。

第二十三條 商務主管部門が監督検査を実施する場合、被検査者の正常な経営活動を妨害してはならず、被検査者が提供する財物あるいはサービスを受け取ってはならず、その他の非合法的な利益を取得しようと謀ってはならない。

第二十四條 商務主管部門・市場監督管理部門は、法に基づき職責履行の過程において知り得た外国投資家・外商投資企業の商業機密を保護しなければならない。

第五章 法的責任

第二十五條 外國投資家あるいは外商投資企業が本辦法の要求に基づき投資情報を送信・報告せず、かつ商務主管部門の通知後に本辦法第十九條に基づき追加報告あるいは訂正を行わなかった場合、商務主管部門は、20 営業日以内に是正するよう命じる；期限を過ぎても是正しない場合、10 万元以上 30 万元以下の罰金を科す；期限を過ぎても是正せずかつ以下の状況がある場合、30 万元以上 50 万元以下の罰金を科す：

(一) 外國投資家あるいは外商投資企業が故意に情報報告義務の履行から逃避、あるいは情報送信・報告時に真実の状況を隠蔽・誤解を招くあるいは虚偽の情報を提供した場合；

(二) 外國投資家あるいは外商投資企業が所屬業種・外商投資参入特別管理措置に関わるか否か・企業の投資家およびその実際の支配者などの重要な情報について誤って送信・報告した場合；

(三) 外國投資家あるいは外商投資企業が本辦法の要求に基づき投資情報を送信・報告せず、かつそのために行政処罰を受けており、2 年以内に本辦法の関連要求に再度違反した場合；

(四) 商務主管部門が認定するその他の重大な状況。

第二十六条 商务主管部门在监督检查中掌握的外国投资者、外商投资企业未依法履行信息报告义务的有关情况，应当记入外商投资信息报告系统，并按照国家关于信用体系建设的有关规定完善信用监管。

外国投资者、外商投资企业因违反信息报告义务受到商务主管部门行政处罚的，商务主管部门可将相关情况在外商投资信息报告系统公示平台上予以公示，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。

商务主管部门可与市场监管、外汇、海关、税务等有关部门共享外国投资者、外商投资企业履行信息报告义务以及受到相应行政处罚的有关情况。

第二十七条 外国投资者或者外商投资企业认为外商投资信息报告系统公示平台上有关信息记录不完整或者有错误的，可提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的，予以修正。

外国投资者或者外商投资企业改正违法行为、履行相关义务后1年内未再发生违反信息报告义务行为的，可向商务主管部门申请移除外商投资信息报告系统公示平台上有关信息记录。经核查属实的，予以移除。

第六章 附则

第二十八条 外商投资企业在中国境内投资（含多层次投资）设立企业的，在向市场监管部门办理登记备案、报送年报信息后，相关信息由市场监管部门推送至商务主管部门，上述企业无需另行报送。

第二十九条 外商投资举办的投资性公司、创业投资企业和以投资为主要业务的合伙企业在境内投资设立企业的，应当参照本办法第二章的规定报送投资信息。

第三十条 非企业形式的外商投资，应由外国投资者参照本办法第二章的规定报送投资信息，但

第二十六条 商務主管部門が監督検査において把握した外国投資家・外商投資企業が法に基づき情報報告義務を履行していないことに関わる状況は、外商投資情報報告システムに記入し、併せて国家の信用体系構築に関する関連規定に基づき信用監督管理を完備しなければならない。

外国投資家・外商投資企業が情報報告義務の違反により商務主管部門の行政処罰を受けた場合、商務主管部門は、関連状況を外商投資情報報告システム公示プラットフォーム上に公示し、併せて国家関連規定に基づき信用情報システムに組み入れることができる。

商務主管部門は、市場監督管理・外貨・税関・税務などの関連部門に外国投資家・外商投資企業が情報報告義務を履行および相応する行政処罰を受けたことに関する状況を共有しなければならない。

第二十七条 外国投資家あるいは外商投資企業は、外商投資情報報告システム公示プラットフォーム上の関連情報の記録が完全でないあるいは誤りがあると考えられる場合、関連証明資料を提供のうえ商務主管部門に修正を申請することができる。検査を経て事実であった場合、修正する。

外国投資家あるいは外商投資企業が違法行為を是正した・関連義務の履行後1年以内に情報報告義務違反行為が発生していない場合、商務主管部門に外商投資情報報告システム公示プラットフォーム上の関連情報記録の削除を申請することができる。検査を経て事実であった場合、削除する。

第六章 附則

第二十八条 外商投資企業に中国国内において投資（多層的投資を含む）により企業を設立する場合、市場監督管理部門に登記備案を申請・年度報告情報を送信・報告後、関連情報は、市場監督管理部門が商務主管部門に送信し、上述の企業は別途、送信・報告する必要はない。

第二十九条 外商投資により興した投資性公司・ベンチャー投資企業および投資を主要業務とするパートナーシップ企業が国内において投資により企業を設立する場合、本弁法第二章の規定を参照して投資情報を送信・報告しなければならない。

第三十条 非企業形式の外商投資の場合、外国投資家が本弁法第二章の規定を参照して投資情

<p>通过部门信息共享可以获得相关信息的除外。</p> <p>第三十一条 法律、行政法规规定企业设立、变更、注销登记前须行业主管部门许可的，外国投资者或者外商投资企业应当在申请登记注册时向市场监管部门提交有关批准文件。</p> <p>第三十二条 外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业，适用本办法。</p> <p>第三十三条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者以及定居在国外的中国公民的投资，参照本办法报送投资信息。</p> <p>第三十四条 本办法由商务部、市场监管总局负责解释。</p> <p>第三十五条 本办法自2020年1月1日起实施。《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》同时废止。</p>	<p>報を送信・報告しなければならないが、部門間の情報共有を通じて関連情報を取得可能な場合は除く。</p> <p>第三十一条 法律・行政法規が企業の設立・変更・抹消登記前に業種主管部門の許可が必須であることを規定している場合、外国投資家あるいは外商投資企業は、登記登録申請の際に市場監督管理部門に関連批准文書を提出しなければならない。</p> <p>第三十二条 外国投資家が中国国内において銀行業・証券業・保険業などの金融業界に投資する場合、本弁法を適用する。</p> <p>第三十三条 香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の投資家および国外に居住する中国公民の投資は、本弁法を参照して投資情報を送信・報告する。</p> <p>第三十四条 本弁法は、商務部・市場監督管理総局が解釈の責を負う。</p> <p>第三十五条 本弁法は、2020年1月1日より実施する。《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》は、同時に廃止する。</p>
---	---

商务部公告 2019 年第 62 号
关于外商投资信息报告有关事项的公告

为贯彻落实党中央、国务院扩大对外开放、促进外商投资的决策部署，建设更高水平开放型经济新体制，全面推进外商投资管理体系和管理能力现代化，落实外商投资信息报告制度，做好《外商投资信息报告办法》实施工作，引导外国投资者及外商投资企业便捷、准确报告投资信息，现就有关事项公告如下：

一、外国投资者直接在中国境内投资设立公司、合伙企业的，外国（地区）企业在中国境内从事生产经营活动的，外国（地区）企业在中国境内设立从事生产经营活动的常驻代表机构等，应按照《外商投资信息报告办法》的规定，通过企业登记系统在线提交初始报告、变更报告，通过国家企业信用信息公示系统在线提交年度报告。注销报告相关信息由市场监管总局向商务部共享，外国投资者或者外商投资企业无需另行报送。

外商投资举办的投资性公司、创业投资企业和以投资为主要业务的合伙企业在境内投资设立企业的，应当参照前款规定报送投资信息。

二、境内非外商投资企业变更为外商投资企业，应于办理变更登记时在线提交初始报告。

三、外商投资企业实际控制人变更、进口设备减免税信息变更、住所未变更但所在特殊经济区域变更以及外商投资的股份有限公司除发起人之外的股东基本信息变更等无需到市场监管部门办理变更登记的事项，应于变更事项发生后 20 个工作日内通过企业登记系统提交变更报告。

外国投资者或者外商投资企业提交变更报告时，只需填报变更事项，其他未发生变更的事项无需重复填报。

四、外商投资企业境内投资（含多层次投资）的企业的初始报告、变更报告、注销报告和年度报

商務部公告 2019 年第 62 号
外商投資情報報告関連事項に関する公告

中国共産党中央委員会・国務院の対外開放拡大・外商投資促進の政策決定・手配を徹底・実行し、ハイレベルな開放型経済の新体制を構築し、外商投資管理体系および管理能力の現代化を全面的に推進し、外商投資情報報告制度を実行し、《外商投資情報報告弁法》実施業務を適切に行い、外国投資家および外商投資企業による簡便・正確な投資情報報告を先導するため、ここに関連事項を以下の通り公告する：

一、外国投資家が直接中国国内において投資により会社・パートナーシップ企業を設立する場合、外国（地区）の企業が中国国内において生産経営活動に従事する場合、外国（地区）の企業が中国国内において生産経営活動に従事する常駐代表機構などを設立する場合、《外商投資情報報告弁法》の規定に基づき、企業登記システムを通じてオンラインで初回報告・変更報告を提出し、国家企業信用情報公示システムを通じてオンラインで年度報告を提出しなければならない。抹消報告関連情報は、市場監督管理総局が商務部に共有し、外国投資家あるいは外商投資企業は別途送信・報告する必要はない。

外商投資により興した投資性公司・ベンチャー投資企業および投資を主要業務とするパートナーシップ企業が国内において投資により企業を設立する場合、前項の規定を参照して投資情報を送信・報告しなければならない。

二、国内非外商投資企業が外商投資企業に変更する場合、変更登記を行う際にオンラインで初回報告を提出しなければならない。

三、外商投資企業が実際の支配者の変更・輸入設備に係る減税免税情報の変更・住所に変更はないが所在特殊経済区域の変更および外商投資の株主基本情報を除く発起人以外の株主基本情報の変更など、市場監督管理部門における変更登記手続が必要ない事項は、変更事項の発生後 20 営業日以内に企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。

外国投資家あるいは外商投資企業が変更報告を提出する際は、変更事項のみを記入・報告すればよく、その他変更が発生していない事項は再度記入・報告する必要はない。

四、外商投資企業が国内投資（多層的投資を含む）する企業の初回報告・変更報告・抹消報告お

告，由市场监管总局向商务部共享，企业无需另行报送。

五、初始、变更报告存在未报、错报、漏报的，外国投资者或者外商投资企业应通过企业登记系统进行补报或更正；6月30日前，年度报告存在错报、漏报的，外国投资者或者外商投资企业应通过国家企业信用信息公示系统进行补报或更正；7月1日起，年度报告存在错报、漏报的，外国投资者或者外商投资企业应向商务主管部门申请，通过外商投资信息报告管理系统（网址：wzxxbg.mofcom.gov.cn）进行补报或更正；7月1日起，外国投资者或者外商投资企业未按时提交年度报告的，应根据商务主管部门、市场监管部门的相关规定办理相关手续。

六、不涉及国家规定实施外商投资准入特别管理措施的外商投资企业，如2019年12月31日前已在市场监管部门办理设立登记，或发生《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》第六条、第七条规定的变更事项，但尚未办理外商投资企业设立或变更备案，2020年1月31日前仍可通过外商投资综合管理系统（网址：wzzxbs.mofcom.gov.cn）办理备案。

2020年1月1日起设立或发生变更的外商投资企业，无需办理外商投资企业设立或变更备案，只需根据《外商投资信息报告办法》和本公告的要求报告投资信息。

七、各地商务主管部门将在企业登记系统和国家企业信用信息公示系统上公布联系人和联系方式，为外国投资者和外商投资企业填报提供具体指导。

八、外商投资企业信息报告的初始、变更和年度报告表见本公告附件。

九、本公告自2020年1月1日起生效。

附件：

1. 外商投资初始、变更报告表.docx
2. 外商投资年度报告表.docx

よび年度報告は、市場監督管理総局が商務部に共有し、企業は別途送信・報告する必要はない。

五、初回報告・変更報告に未報告・報告ミス・報告漏れがあった場合、外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムを通じて追加報告あるいは訂正を行わなければならない；6月30日までに、年度報告に報告ミス・報告漏れがある場合、外国投資家あるいは外商投資企業は、国家企業信用情報公示システムを通じて追加報告あるいは訂正を行わなければならない；7月1日より、年度報告に報告ミス・報告漏れがある場合、外国投資家あるいは外商投資企業は、商務主管部門に申請し、外商投資情報報告システム（URL：wzxxbg.mofcom.gov.cn）を通じて追加報告あるいは訂正を行わなければならない；7月1日より、外国投資家あるいは外商投資企業が期限通りに年度報告を提出していない場合、商務主管部門・市場監督管理部門の関連規定に基づき関連手続を行わなければならない。

六、国家が実施を規定する外商投資参入特別管理措置に関わらない外商投資企業が、2019年12月31日前に市場監督管理部門においてすでに設立登記を行っている、あるいは《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》第六条・第七条の規定する変更事項が発生したが、外商投資企業設立あるいは変更備案を行っていない場合、2020年1月31日までは依然として外商投資総合管理系统（URL：wzzxbs.mofcom.gov.cn）を通じて備案することができる。

2020年1月1日より、設立あるいは変更が発生する外商投資企業は、外商投資企業設立あるいは変更備案を行う必要はなく、《外商投資情報報告弁法》および本公告の要求に基づき投資情報を報告するのみでよい。

七、各地の商務主管部門は、企業登記システムおよび国家企業信用情報公示システム上において関係者および連絡先を公示して、外国投資家および外商投資企業による記入・報告に具体的な指導を提供する。

八、外商投資企業情報報告の初回・変更および年度报告表は、本公告の付属文書を参照されたい。

九、本公告は、2020年1月1日より発効する。

付属文書：

1. 外商投資初回・変更報告表.docx
2. 外商投資年度报告表.docx